

## 平成30年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	11	12	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>2 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>一時避難場所並びに避難場所</u>を示す標識、案内板を設置します。</p> <p>オ <u>一時避難場所並びに避難場所</u>へ誘導する標識、案内板を設置します。</p> <p>カ、キ 略</p>	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p>2 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>避難場所</u>を示す標識、案内板を設置します。</p> <p>オ <u>避難場所</u>へ誘導する標識、案内板を設置します。</p> <p>カ、キ 略</p>
2	14	19	<p>第4節 防災意識・防災知識の普及</p> <p>1 市民等に対する防災啓発（危機管理部、健康福祉部、農林水産部、都市計画部）</p> <p>略</p> <p>(1) 市民に対する内容</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。</p> <p>エ～オ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第4節 防災意識・防災知識の普及</p> <p>1 市民等に対する防災啓発（危機管理部、健康福祉部、農林水産部、都市計画部）</p> <p>略</p> <p>(1) 市民に対する内容</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。</p> <p><u>なお、原則として避難は徒歩で、やむを得ない場合※は車で国道23号よりも山側（西方）の安全な場所まで避難すること。</u></p> <p><u>※「やむを得ない場合」とは、一人では速やかな移動ができない高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を伴って避難することが必要な場合とします。</u></p> <p>エ～オ 略</p> <p>(2) 略</p>

No.	頁	行	旧	新
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※参考：交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）  <u>第10章</u>  <u>第3節</u>  <u>3 大地震が発生したとき</u>  <u>(2) ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。</u></p> </div>
3	22	10	<p>第4章 津波災害応急対策計画            第3節 監視・警戒体制            1 監視・警戒活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）            (1) 略            (2) 防潮扉、水門、樋門等の操作            防潮扉、水門、樋門等の管理者（操作責任者）は、<u>津波警報等</u>が発表された場合、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の適切な開閉を行います。            (3) 略</p>	<p>第4章 津波災害応急対策計画            第3節 監視・警戒体制            1 監視・警戒活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）            (1) 略            (2) 防潮扉、水門、樋門等の操作            防潮扉、水門、樋門等の管理者（操作責任者）は、<u>津波注意報等</u>が発表された場合、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の適切な開閉を行います。            (3) 略</p>
4	24	38	<p>第4節 津波避難対策            3 津波からの避難（危機管理部）            略            (1) 市民等の避難行動            避難対象地域内の市民等は、津波警報等の緊急情報を入手した際には、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して迅速に避難することを基本とします。ただし、津波浸水予測地域内で、津波からの避難が</p>	<p>第4節 津波避難対策            3 津波からの避難（危機管理部）            略            (1) 市民等の避難行動            避難対象地域内の市民等は、津波警報等の緊急情報を入手した際には、<u>国道23号よりも山側（西方）</u>を目指し津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して迅速に避難することを基本とします。ただし、津</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>遅れた市民、救助活動に従事する者又は避難行動要支援者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、あるいは、状況に応じて津波避難ビルや津波避難協力ビルをはじめとした堅牢な高い建物等に一時的に緊急避難するものとします。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 避難誘導體制（消防本部、危機管理部）</p> <p>市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防団等の関係機関と連携し、避難誘導に当たります。</p> <p>津波浸水予測地域で避難誘導を行う場合は、自身の安全を第一として津波到達時刻までに津波浸水予測地域外へ退避することを原則とし、退避することができない場合に備え、事前に津波避難ビルなどの退避場所を確認した上で、可能な時間まで活動します。ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、避難行動要支援者も含め、地域でまとまった避難誘導の実施に努めます。</p>	<p>波浸水予測地域内で、津波からの避難が遅れた市民、救助活動に従事する者又は避難行動要支援者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、あるいは、状況に応じて津波避難ビルや津波避難協力ビルをはじめとした堅牢な高い建物等に一時的に緊急避難するものとします。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 避難誘導體制（消防本部、危機管理部）</p> <p>市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防団等の関係機関と連携し、避難誘導に当たります。<u>原則として国道23号より山側（西方）の安全な場所へ誘導します。</u></p> <p>津波浸水予測地域で避難誘導を行う場合は、自身の安全を第一として津波到達時刻までに津波浸水予測地域外へ退避することを原則とし、退避することができない場合に備え、事前に津波避難ビルなどの退避場所を確認した上で、可能な時間まで活動します。ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、避難行動要支援者も含め、地域でまとまった避難誘導の実施に努めます。</p>